

平成20年2月15日

第35回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. インドキサカルブ

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく新規農薬登録申請（キャベツ、はくさい及びだいこん等）に係り、平成17年11月8日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成18年7月18日付けで厚生労働大臣より意見聴取をされ、第18回総合評価第二部会においてADIが決定した。

なお、ラセミ体である「インドキサカルブ MP」は、平成13年4月26日に国内で農薬登録がされている。

(3) 評価の概要

各種試験結果から、インドキサカルブ投与による影響は、主に溶血性貧血及びそれに伴う変化であった。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

なお、インドキサカルブとインドキサカルブ MP の毒性の同等性が完全には証明されていないと判断し、安全係数を200とした。

食品安全委員会農薬専門調査会は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験で得られた無毒性量 1.04 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数200で除した0.0052 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

2. エチプロール

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定及び農薬取締法に基づく適用拡大申請（りんご、えだまめ及びだいず）に係る意見聴取と併せて、平成19年12月4日付けで厚生労働大臣より意見聴取をされ、第12回確認評価第一部会においてADIが決定した。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

各種試験結果から、エチプロール投与による影響は、主に肝臓に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

発がん性試験では、ラットで甲状腺腫瘍、マウスで肝腫瘍が認められたが、いずれも発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の 0.5 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した

0.005 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

3. クロチアニジン

（1）用途

殺虫剤

（2）審議の経緯

チアメトキサムの残留基準の見直しに伴う基準値改正のため、平成20年1月11日付けで厚生労働大臣より意見聴取をされた。

なお、本剤はこれまでに二度、食品安全委員会において評価されている。

（3）評価の概要

各種試験結果から、クロチアニジン投与による影響は、主に体重増加量に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の9.7 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.097 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

4. チアメトキサム

（1）用途

殺虫剤

（2）審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（れんこん、大豆及び稲等）があり、平成16年8月3日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成18年7月18日付けで厚生労働大臣より意見聴取をされ、第15回総合評価第一部会においてADIが決定した。

（3）評価の概要

各種試験結果から、チアメトキサム投与による影響は、主に血液及び肝臓に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

また、発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫、肝細胞癌が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の1.84 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.018 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。